

豆類原採種ほの設置及び栽培管理基準

制定	昭和56年	6月	1日畑作第	308号
改正	平成11年	3月25日	農産第	2643号
改正	平成22年	4月	1日農産第	1530号
改正	平成31年	4月	1日農産第	1636号
改正	令和元年(2019年)	5月	7日農産第	210号
改正	令和2年(2020年)	4月	1日農産第	6号

豆類の原種ほ並びに採種ほ（以下「原採種ほ」という。）場の選定及び栽培管理に当たっては、次のことを遵守し、適正な生産を行うものとする。

1 原採種ほ産種子が具備すべき条件

- (1) 異種、異品種及び異型などの種子の混入がなく、純正なものであること。
- (2) 病虫害の被害のないこと。
- (3) 風水害、霜害などの気象災害がなく、種子がよく充実し品質良好で、発芽力がおう盛（発芽率90%以上。ただし、大豆は80%以上）であること。
- (4) 異物の混入がなく、種子の水分含量が所定（大豆、小豆 15%、いんげん、えんどう 16%）以下であること。

2 原採種ほ設置地域の条件

原採種ほ設置に当たっては可能なかぎり、次の条件を満たす地域を選定すること。

- (1) 気象条件及び土地条件の良好な地域で病虫害の発生の少ない地域であること。
- (2) 当該地域の農家が種子生産に熱意を有し、できるだけ集団で専門栽培が行えること。

3 原採種ほ設置農家の条件

(1) 生産者

ア 豆類栽培技術の水準が高く、3年以上の種子生産の経験のある者、又はこれと同等の技術を有すると認められる者

イ 3、4年以上の輪作が可能な者

ウ 種子生産に熱意と責任を有する者

(2) ほ場

ア 輪作体系が確立し、豆類が前2か年間栽培されていないほ場であること。

イ 土地条件が良好であり、土壌病害の発生の恐れがなく種子の生産に適したほ場であること。

4 栽培管理

(1) 一般的な注意事項

ア 異種、異品種の混入防止

(ア) ほ場における異種、異品種混入防止

A 堆きゅう肥は十分腐熟したものを使用すること。

B 異品種、異型並びに生育不良株は、早期かつ周到に抜き取り、ほ場外に搬出して処分すること。

C は種機、収穫機は品種ごとに完全に清掃すること。

(イ) 収穫後の異種、異品種混入防止

- A 収穫後「にお積み乾燥」を行うときは、被覆物に異作物や異品種が附着していないことを確かめること。
- B 脱穀調製等の機械や用具は、品種ごとに完全に清掃すること。
- C 脱穀調製作業中に種子が飛散して靴や衣服に入ることがあるので、扱う品種が変わるときには、注意して除去すること。
- D 脱穀、調製、乾燥等に使用するシート類は、品種ごとに必ず清掃すること。
- E 包装用資材は、できるだけ新品のものを使用し、やむを得ず古品を使用する場合は、異物が混入しないよう十分注意すること。

イ 自然交雑リスクの低減

- (ア) 花豆は虫媒による他家受粉を行うので、品種の交雑を避けるため異品種との距離を十分とること。
- (イ) 花豆を除く豆類でやむを得ず異品種と隣接して栽培せざるを得ないときは、境界に一定の距離（1メートル以上）を設ける。さらに、可能な範囲でなるべく開花期が重ならない生殖的な隔離に努める。

ウ 種子の品質低下防止

- (ア) 栽培基準に準拠し、抜き取り及び病害虫の適期防除を完全に行うこと。
- (イ) ほ場環境は、常に清潔にし特に収穫時に結実するような雑草は入念に除去すること。
- (ウ) 収穫に当たっては、雨湿の被害のないよう注意して適期収穫を行い、刈取り後の処理については万全を期すこと。
- (エ) 自然乾燥によって種子の水分含量を十分低下させた後、脱穀するものとするが、脱穀した種子の乾燥が不十分な場合は、更に天日や通風によって乾燥をする必要があるが、その場合急激な乾燥は避けるとともに種子の機械的損傷や外見的品質の低下をおこさないよう十分注意すること。
- (オ) 種子は乾燥した暗所に貯蔵すること。

(2) 栽培基準

項目	大豆	小豆	えんどう	いんげん
種子消毒	北海道農作物病害虫・雑草防除ガイドを基本とする。			
施肥量	北海道施肥ガイドを基本に、地域の実情に応じた適正な施肥を行う。			
は種期	5月中旬～下旬	道央は5月中旬～6月上旬 道東は5月中旬～下旬	4月下旬～5月上旬	5月下旬～6月上旬 ただし、高級菜豆は5月中旬～下旬前半
栽植密度	畦幅 60～66cm とし、12,000～19,000 個体/10a、1 株 1～2 本立ち。		畦幅 60～66cm とし、12,000～19,000 個体/10a 程度と	大豆及び小豆に準ずる。ただし高級菜豆はうね幅 70～75cm、5,000～10,000 個体/

		する。1株1 ～2本立ち。	10a程度とする。
除草剤散布	北海道農作物病害虫・雑草防除ガイドを基本に、地域の実情に応じた適正な除草剤散布を行う。		
中耕	1～3回（開花の7～10日前まで）		
除草	手取り2回前後（開花の5～7日前まで） 拾い草1～2回（このほか、必要に応じて随時）		
病害虫防除	北海道農作物病害虫・雑草防除ガイドを基本に、地域の実情に応じた適正な病害虫防除を行う。		
異型除去	第1回 第一本葉展開期（対象形質：胚軸色、葉形、葉色など） 第2回 開花始期（対象形質：草姿、開花の早晩、花色、葉形、毛茸の有無と色、生育状態など） 第3回 成熟期（対象形質：草姿、熟期の早晩、莢色、莢型） 以上の他、菜豆では成熟前に莢に品種特有の斑紋を生ずるものが多いのでその時期に 抜取りを行う。		
病害株除去	随時ほ場を見回り、早期除去に努める。		
収穫	手刈り又は機械刈り		
乾燥	地干し→（島立て）→にお積み又は棒掛け または収穫後通風乾燥 もしくは収穫・脱穀後通風乾燥		
脱穀・調製	脱穀機のこき胴回転数は一般のものより30%前後減らす。 調製は唐箕選（2回）、ふるい選を行い、必要に応じて手選を行う。		